

平成 27 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

労働法

問 1 経営不振による人員削減などの経営上の必要性に基づく解雇に関して、その有効性の判断枠組及びその判断要素について論じなさい。その際、過去の裁判例を踏まえつつ（具体的な事件名を示す必要はない）、個々の判断要素をめぐる法的争点、使用者側の対応などについて、できるだけ詳しく論じること。

(50 点)

問 2 【事実関係】 Y 社は、ごみ収集運搬業務を目的とする有限会社であり、ごみ収集車（以下「車両」という）を 20 台保有し、F 市と業務委託契約を結び、深夜から早朝にかけて、市内の家庭ごみ等の収集等を行っている。Y 社でごみ収集業務（以下「現業業務」という）を行う従業員は 30 名であり、Y 社には、現業業務従業員のうち 20 名で組織された U 組合がある。Y 社と U 組合はしばしば対立し、組合員が就業時間中に行った 5 分～10 分程度の職場集会開催を理由に、組合員に対し、数回にわたって懲戒処分（けん責・減給）が行われてきた。平成 26 年 2 月頃、Y 社と U 組合は、賃上げをめぐる継続して団体交渉を行っていたところ、同月 17 日、U 組合がストライキの実施を通告した。そこで、Y 社は、現業部門及び非現業部門の非組合員を動員して、車両を出庫できる体制を整えていたところ、組合員 20 名がストライキを行うとともに、車両の出庫を妨げる目的で、車庫の前に座ったり、寝転がったりして、車庫を占拠したため、同日の現業業務ができなくなった（以下「第 1 争議」という）。その結果、Y 社は、同日の業務を他社に委託せざるを得なくなり、その委託費用の支出を余儀なくされた。さらに、U 組合は、同月 19 日、22 日、24 日の 3 回にわたり遵法闘争*を行い（以下「第 2 争議」という）、同日の業務は、通常の日と比べて速度が遅くなり、早朝までにごみ収集が完了したのは、所定の収集場所の 50%程度となり、未回収の場所が広範囲に及んだ。そのため、市民から F 市に多数の苦情が寄せられ、また、地元の新聞でも取り上げられたことから、F 市から、Y 社に対し、今後も同様の事態が頻発すると、業務委託契約の解約もありうると通告された。Y 社の業務の中心は F 市との業務委託契約に基づく業務であり、同契約の解約や更新停止という事態になれば、Y 社は倒産の危機に瀕することになるところ、U 組合の幹部が、Y 社の対応如何では、今後も同様の行為を行う趣旨の発言をしたことから、Y 社は、翌日出勤してきた組合員に対して、その就労を拒否する旨通告した。Y 社は、その後 1 週間にわたり、非組合員をフル稼働させて業務に対応しつつ、組合員の就労拒否を継続した（以下「本件ロックアウト」という）。そこで、U 組合は本件ロックアウト期間中の賃金を請求したところ（以下「本訴」という）、Y 社は、第 1 争議により損害を被ったとして、U 組合に損害賠償を請求した（以下「反訴」という）。

以上の【事実関係】の下で、本訴と反訴の請求に関して、その法的問題を指摘した上で、各請求が認容されるかについて、関連する判例を踏まえつつ、それぞれ論じなさい。

* 遵（順）法闘争：争議行為の手段として、法規を平常時より厳格に遵守する態様で労務を遂行することにより、平常時に比し事業の能率を低下せしめる行為で、怠業類似の争議行為。

(50 点)